大山崎町長 様

令和7年度
施設等利用給付認定・変更申請書

記入日です。

申請日：令和 7 年 1 月 20 日

施設等利用給付認定等の申請にあたり、以下の事項に同意します。

該当するものに✓してください。
※市を越える転居の場合は新規に✓してください。

施設の入園・利用開始日
又は入園・利用予定日を記入してください。
幼稚園ご利用の方で、4月当初入園の場合は、
入園式の日ではなく、「4月1日」とご記入ください。

副食
ありま
定や
るため

同一世帯員の課税状況等の確認に当

に提供することがあります。
長で利用開始の前日まで審査結果

のお知らせ
があります。
4. 申請内容が事実
場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあ
5. 個人番号の記載が
場合や、本人確認書類が不足している場合、必要な範囲内で個人番号を町で確認することがあります。

1 基本情報 □新規 □変更（児童1人につき1枚記入してください）※変更の場合は 1 と変更があった箇所のみ記入してください。

利用施設名	●●幼稚園	所在地	京都 府・県 大山崎 市・町
		入園・利用開始(予定)日	平・令 7 年 4 月 1 日
申請に係る児童の氏名	(フリガナ) ヤマザキ ジロウ 山崎 二郎	申請時ではなく、令和7年4月1日時点の年齢をご記入ください。 令和7年4月1日現在	
		平・令 31年 4月 10日	3 歳
		マイナンバー	●●●●●●●●●●●●
申請者※の氏名 (施設等利用給付保護者) 住所・連絡先	山崎 太郎 自宅(●●●-●●●-●●●●)	大山崎町 字大山崎小字○○□□番地	

申請者のみ、裏面5に確認書類の写しを貼付してください。

※裏面5に申請者（施設等利用給付保護者）のマイナンバー確認書類を添付してください。

2 世帯の状況（申請

世帯全員分のマイナンバーをご記入ください。単身赴任等で住所が異なる場合も記入が必要です。
※新規申請時のみ。変更申請時は記入不要。

(フリガナ) 氏名				
(ヤマザキ タロウ) 山崎 太郎	保護者1 父	平・昭 ●年 ●月 ●日		会社員（東京都千代田区）
携帯 ●●●-●●●●-●●●●		マイナンバー ●●●●●●●●●●●●		
(ヤマザキ キョウコ) 山崎 京子	保護者2 母	平・昭 ●年 ●月 ●日		パート
携帯 ●●●-●●●●-●●●●		マイナンバー ●●●●●●●●●●●●		
(ヤマザキ イチロウ) 山崎 一郎	兄	令・平・昭・大 ●年 ●月 ●日		●●小学校●年
		マイナンバー ●●●●●●●●●●●●		
(ヤマザキ サブロウ) 山崎 三郎	弟	令・平・昭・大 ●年 ●月 ●日		●●保育所
		マイナンバー ●●●●●●●●●●●●		
(ヤマザキ ハナコ) 山崎 花子	祖母	令・平・昭・大 ●年 ●月 ●日		無職
		マイナンバー ●●●●●●●●●●●●		
(				

各年1月1日時点に住民票があった市町村で課税されるため、その時点で在住の市町村名をご記入ください。また、海外に在住していた場合は、会社等から発行される給与所得証明書（任意様式）が必要です。

令和6年1月1日時点の住所	保護者1	□ 現住所の市町村と同じ 東京都千代田区	保護者2	村と同じ 京都府京都市
令和7年1月1日時点の住所	保護者1	□ 現住所の市町村と同じ 東京都千代田区	保護者2	☑ 現住所の市町村と同じ

3 該当する認定区分 ※年齢は令和7年4月1日時点における区分にチェックを入れてください。

認定区分		
	□ 新1号認定	満3歳以上就学前で、新2号認定、新3号認定以外の子ども
	□ 新2号認定	3歳以上就学前で、保護者の就労等により保育の必要性があり、かつ保護者及び同一世帯員が市町村民税非課税である子ども
	☑ 新3号認定	3歳未満で、保護者の就労等により保育の必要性があり、かつ保護者及び同一世帯員が市町村民税非課税である子ども

新2号、新3号認定を希望する場合は、チェックの上、保育の必要性を確認するための書類（裏面参照）を添付してください。
また、新3号認定（満3歳児クラスのみ対象）の場合、市町村民税非課税世帯であることが条件です。
保育の必要性があっても、課税世帯である場合、新1号認定で申請してください。新1号認定で申請する場合、保育の必要性を確認するための書類は不要です。

4 保育の必要性について（※表面で新2号・新3号に☑をされた方のみ、ご記入ください。）

該当する主な項目一つに**それぞれ**チェックをいれてください⇒	保護者1（　）	保護者2（　）	必　要　書　類　**（保護者1、2それぞれ必要）**
就労（月64時間以上） ※自営・農業・内職含む	☑	☐	就労証明書（指定様式） ※ただし、自営業、農業、内職の方は下記の書類も必要です。 【自営業】①スケジュール申告書（指定様式） ②開業届の写し又は確定申告書の写し（税務署で取得可）等事業の内容を証明する書類 【内職】スケジュール申告書（指定様式） 【農業】①スケジュール申告書（指定様式） ②農業申立書（指定様式）
妊娠・出産	☐	☑	母子健康手帳（親子手帳） （表紙と出産予定日が記
保護者の疾病・障がい			
同居親族の介護・看護			（指定様式）と次のいずれか1つ ③介護保険被保険者証の写しなど
災害復旧	☐	☐	り災証明書
求職活動	☐	☐	①就労誓約書（指定様式） ②雇用保険受給中の場合、雇用保険受給資格者証の写し
就学 卒業（修了）年月日 （　　年　月　日）	☐	☐	①在学証明書（就学している又は就学することがわかる書類） ②履修表（時間割表） （ない場合はスケジュール申告書（指定様式）））
育児休業（継続児童のみ）	☐	☐	（育児休業取得期間が記載された）就労証明書（指定様式）
その他	☐	☐	係員が指示する書類

新2号認定または新3号認定には保育の必要性を確認する書類が必要です。
保護者のいずれもが保育を必要とする事由に該当する場合に認定されますので、必要とする事由に応じ、添付書類を提出してください。
きょうだいで同時に申請される場合、保育の必要性を確認する書類は、保護者それぞれ1部ずつの提出で構いません。

5 マイナンバー確認書類貼付欄

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方

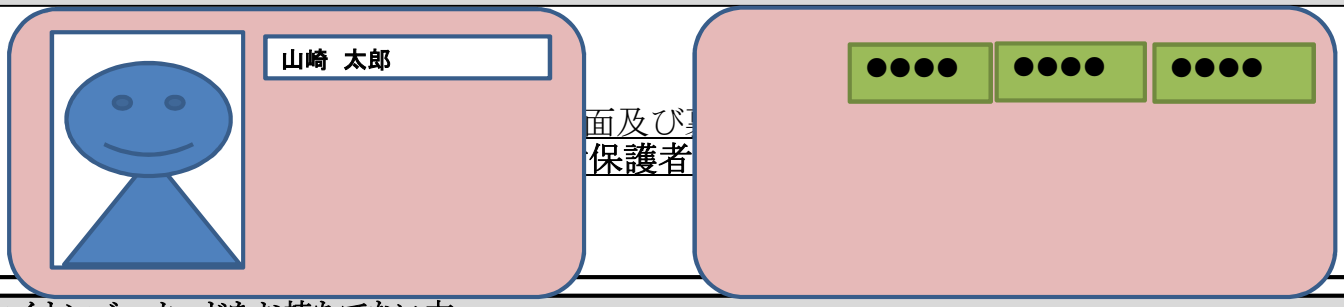

面及び裏
保護者

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方

表面1に記入した申請者（施設等利用給付認定保護者）の下記に該当する書類を貼付してください。
※児童のものではありません。また、世帯全員分ではなく、申請者のみです。
※新規申請時のみ、貼付が必要です。変更申請時は不要です。

■マイナンバーカード（顔写真付）を所持している　→①マイナンバーカード
■マイナンバーカード（顔写真付）を所持していない→②通知カード又は個人番号が記載された住民票等と、
③下記の本人確認書類
・運転免許証、パスポート等の顔写真付身分証明書であれば1点
・各種健康保険被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、
特別児童扶養手当証書等であれば2点

※書類の貼り付けは枠外に出ていても構いません。